

## 蝦夷の呼称・表記をめぐる諸問題

第二回 「夷」表記の意味の変化について―ヒナとエミシ―

荒木陽一郎

はじめに

前号で、蝦夷の呼称・表記に関して研究史を顧みた際、検討すべき数多くの研究課題が残った。<sup>〔1〕</sup>今回は、数多く掲げた研究展望の中から、表記の変遷、特に「夷」を取り上げて論じてみようと思う。本来なら問題提起した責任上、そうした課題の全てについて、ここで私見を述べるべきなのだが、現時点の筆者はあまりにも浅学であり、今後時間をかけて検討していくことをお許しいただきたい。

表記「夷」が古代東北関係の史料上に現れ、いわゆる蝦夷を指すと思われるのは、古くは『日本書紀』斉明紀に遡る。<sup>〔2〕</sup>ただ、写本によっては「蝦夷」となっているほか、斉明紀の記事の信憑性に関しては史料批判上の問題を含んでいるため、確実な所では、養老年間の「征夷將軍」<sup>〔3〕</sup>まで下る。

ところがこの「征夷」という表現も、その後連続して存続するのではなく、宝亀十一年から延暦十一年までは「征東」<sup>〔4〕</sup>に変わる。江戸時代にかけて続く役職の「征夷大將軍」という名辞は、延暦十三年以降に固定化したものである。したがって、養老・神龜年間の「征夷」という表現と、

延暦十三年以降の「征夷」という表現との間には、何らかの相違があることも考えられよう。このことは、次の一でふれるように、延暦・弘仁年間を境に「蝦夷」表記が史料上から消え、「夷」が一般化することとも関連を持つていると考えられる。

ここでもう一つ注意すべき点は、古代東北と直接的に関係しないところに現れる「夷」、すなわち通常「ヒナ」と呼称し解釈しているものである。ヒナとしての「夷」とエミシとしての「夷」は、多くの研究において混用されているが、これは明らかに区別されるべきものであるし、<sup>〔5〕</sup>古代人がヒナとした空間認識の推移（拡散）は、王化の対象としてのエミシが、畿内を始めとした律令国家体制内の人々の意識の中に具現していく過程と密接に関係があるように思う。

ここでは、以上の点を踏まえながら「夷」の意味の変化について考えていくことにする。なお、前回と同様、史料などに見られる表記は、「」付で書き、言葉の発音（呼称）は片仮名書きで示すこととする。それ以外の「」のつかない「蝦夷」は一般的な意味で用いている。

一、六国史上の「蝦夷」と「夷」表記の変遷

a、『日本書紀』段階

「蝦夷」の初見は『日本書紀』景行天皇二十七年二月壬子条である。「紀」段階では、「蝦夷」の他に「蝦虺」という表記が見られる。これは、「紀」以外では、人名で、「造東大寺司解」（年月日闕）に「佐伯宿禰今蝦虺」とあるのみで、<sup>(6)</sup>ほぼ史料の上では「紀」に限定された用語とすることができよう。また、斉明・天智紀にそれぞれ一ヶ所「夷」が見られるが、これも一般化しているとは言えず、やはり「蝦夷」が中心である。

斉明紀に入ると、「蝦夷」を冠した具体的な人名が現れるほか、「蝦夷」の中を北・東・津刈・齋田・渡嶋・（柵養）など居住域で細分したり、熟・麁など、畿内の政権から見た王化の度合いでの区別が見られるようになる。これは、「蝦夷」と一口にいつてもいろいろあり、決して一元的にとらえてはいけないことを示唆する。すなわち、「蝦夷」と畿内政権側との接触の結果、中央の人々の概念の中では、当時の東北・北海道地域が「蝦夷」の一言で表せるような単純なものでなくなり、「蝦夷」社会の中にも性格の異なる幾つかのグループが創出され始めたことを表そう。

さて、この時期の「蝦夷」の特徴として、「入朝して、饗宴」がなされた場合に「冠位の授与」が行われていることがあげられる。これらは、「小乙上」「建武」「務大肆」と相対的に低い冠位だが、「一系列的な冠位制に包摂されている」ことが特徴で、これは当時の政策が「八世紀段階の「征夷」とは異質のものであり、各地の「蝦夷」集団との間に貢納関係を基軸とした支配・隷属関係を設定する」ことを目的としていたため

と考えられる。<sup>(7)</sup>

b、『続日本紀』段階

『続日本紀』段階に入ると、和銅二年三月壬戌条の「征越後蝦夷將軍」にみられるように、蝦夷は「征」される対象となる。

靈龜元（七一五）年十月丁丑条では、「陸奥蝦夷第三等邑良志別君宇蘇弥奈」（傍線筆者）のように、いわゆる「蝦夷爵」を持つ者が現れる。「蝦夷爵」は、大宝律令制定に伴って創出されたもので、儀式・饗宴などの場において、天皇と「蝦夷」との位置関係を示し、「小帝国」たる秩序と構造を体現させるものと考えられている。そして、それを感得することによって、「蝦夷」の中に貢納・奉仕による身分上昇を希求する者が現われ、やがて「蝦夷」内部にも身分の分化が起こると考えられている。<sup>(8)</sup>

この時期、建郡がさかに行われ、蝦夷を「為編戸民」とする動きも出てきているが、本来「不従戸貫」の化外民である「蝦夷」の中に化民となる者が現れるのも、この頃と考えられる。やがて「蝦夷」（広義）の身分の分化が進むと、その中に狭義の「蝦夷」と「俘囚」が現れる。

この時期はまた、「蝦狄」という表記が登場するが、これは「蝦夷」より北方の領域に「蝦夷」とは区別される「異類」とその後裔集団を認識し、「蝦夷」とそれらの集団の総称として用いられたと考えられる。<sup>(9)</sup>つまり、王化の同心円を作るとしたら、「蝦夷」よりさらに一つ外の円が存在するようになったのである。

ところで、「夷」表記は天平宝字二（七五八）年から見られるようになり、その後弘仁年間初期まで「蝦夷」と併用される。この「夷」表記の

当初の用いられ方を見ると、

「夷性狼心」……………天平宝字二（七五八）年六月辛亥条  
「教導荒夷。馴從皇化」……………天平宝字四（七六〇）年正月丙寅条  
「爲夷被虜」……………神護景雲三（七六九）年十一月己丑条  
「爲夷所略」……………宝亀元（七七〇）年四月癸巳条  
「彼土近夷」……………宝亀三（七七二）年十月戊午条  
「夷虜乱常」……………延暦二（七八三）年六月辛亥条  
「賊帥夷阿弓流爲」……………延暦八（七八九）年六月甲戌条  
のように、最後の延暦八年を除いては、個人名に冠されるものはなく、また地域的な具体性にも欠け、全体に漠然と「まつろわぬ者」的な意味で用いられている。

しかしこれ以降、「蝦夷」と「夷」には次のような変化が見られる。

A、「夷」を冠する人名が増える。そうした「夷」の変化と反比例するように、「蝦夷」表記の使用例が減っていく。そして、『日本後紀』弘仁二（八一二）年閏十一月甲戌条を最後に、「蝦夷」表記が史料から姿を消し、逆に「夷」がもっぱら用いられるようになる。

B、天平宝字二（七五八）年初見の「夷俘」が、宝亀年間ごろから、Aのような「蝦夷」と「夷」の変化に前後して、よく用いられるようになる。

Aに関しては、結論から言えば、ヒナとしての「夷」とエミシとしての「夷」の消長、ならびに弘仁二年のいわゆる「三十八年戦争」の終結が、大きく関わると考えられる。その点は次節で詳しく触れる。

Bに関しては、「夷俘」は王化した蝦夷である「蝦夷」（狭義）と「俘

囚」の総称と考えられるので、<sup>⑩</sup>「三十八年戦争」が鎮圧に向かうにつれて、律令国家側から見て、王化に浴した蝦夷が増えていったと理解できよう。

### C、「日本後紀」以降

さて弘仁二年以降、『続日本後紀』『文徳実録』を通じて、「蝦夷」表記は史料から姿を消す。その後、『三代実録』元慶五（八八一）年五月三日条に「陸奥蝦夷譯語」として一例見られるのみである。

「蝦夷譯語」に関しては、既に『続日本紀』養老六（七二二）年の時点で、

夏四月丙戌。征討陸奥蝦夷。大隅薩摩隼人等將軍已下及有功蝦夷。并譯語人。授勳位各有差。（傍線筆者）

とあるように「蝦夷」の「譯語人」が存在していることと、「新羅譯語」（『日本後紀』弘仁三（八一二）年正月甲子条、同六（八一五）年正月壬寅条）、「遣唐譯語」（『続日本後紀』承和二（八三五）年閏五月辛巳条）などが存在するところから考えて、奈良時代以来、固定されてはいないかもしれないが、ある程度恒常的な一つの役職名となっていた可能性もあろう。

となると、「蝦夷」は弘仁二年以降、ほぼ使用されなかったと言い切ることができよう。一方「夷」は、継続的に用いられている。つまり大きく見て「蝦夷」↓「夷」の変遷が認められるのである。次回第三回でふれるつもりだが、「夷」表記が多く、「蝦夷」表記が使用されにくいという傾向は、これ以降近世初頭まで続く。

## 二、ヒナの例と意味

ここでは、史料上でヒナと呼称される例について、その特徴と意味を考えてみたい。

### ①『魏志倭人伝』のヒナ

\*『三國志』魏書東夷伝倭人条

…七千餘里、始度「一海」、千餘里至「對馬國」。其大官曰「卑狗」、副曰「卑奴母離」。

…又南渡「一海」。千餘里、名曰「瀚海」。至「一大國」。官亦曰「卑狗」、副曰「卑奴母離」。

…東南至「奴國」百里。官曰「兒馬觚」、副曰「卑奴母離」。有「二萬餘戸」。東行至「不彌國」百里。官曰「多模」、副曰「卑奴母離」。有「二千餘家」。

ヒナの最も古い例は、『魏志倭人伝』に、対馬・一大〔「支カ」・奴・不弥の四ヶ国の副官として「卑奴母離」が見られる。

『魏志倭人伝』に登場する官名は十五種に及ぶが、全体的な統一性はほとんど認められず、対馬・一大國の「卑狗」と、前述した四ヶ国の「卑奴母離」が共通しているにすぎない。

「卑奴母離」は古来「夷守」と考えられ、「邪馬台国が制度的に派遣した辺境防備官」と理解するのが一般的であった。<sup>(11)</sup> 例えば平野邦雄氏は「ヒ

ナモリは、伊都の「一大率」の下級機関であり、邪馬台国より現地に派遣された官である。すなわち、一大率―卑奴母離（夷守）の系列で、外交・軍事を司ったことになる。」と理解し、「九州の邪馬台国」が「北部の沿岸諸国に配置していた」もので、後にふれる『萬葉集』のヒナのように「ヤマトを中心に設置」してあったものとは異なる、と述べている。

仮に「卑奴母離」の「卑奴」||ヒナを「夷」と解釈した場合、畿内制の形成過程の研究などを参考に検討するに、筆者も、三世紀段階のヒナと、七・八世紀のヒナでは指し示す場所に相違があると考ええる。しかし、平野氏のように「卑奴母離」を「夷守」とし、邪馬台国派遣の官とするなどの点を具体的に論ずるには、まだ問題も多く残されている。

例えば、「母離」||「mori」、「守」||「mori」のように、音韻上甲類乙類の相違がある点や、坂本太郎氏の「同じ言語を使う同じ民族の案出する官であるから、ときに名称の一致するものもあることに不思議はない。ヒコ・ヒナモリが共通であっても、直ちにそれらを女王派遣のものとしなければならぬ理由はあるまい」とする意見は見逃すことができない。<sup>(13)</sup> 加えて、邪馬台国の所在を九州・大和のいずれに求めるかによっても、ヒナモリの意味合いは変化してこよう。

これに対し、「卑奴母離」を「夷守」と考えるのは「音の類似」ということと以外に何の根拠もない」とする角林文雄氏の見解がある。<sup>(14)</sup> 角林氏は「ヒナとはヒナビのヒで、ミヤビ（文化の中心）に対して田舎風ということである」とした上で、「朝鮮半島から進んだ文化を受け入れる窓口」である北九州の方が邪馬台国よりミヤビであって、ヒナビた所では決してなかったし、朝鮮から攻めてくる心配など殆どない二〜三世紀に、一体何

に対して守るのか、と「卑奴母離」に「夷守」説を批判した。そして、「卑（ヒ）」は靈魂、「奴」は助詞の「の」、「母離」は漏りか守りで、「宗教的權威を持って人々を指導する人が、自分達の權威を支える根拠として、靈（ヒ）の所有者、あるいは守護者であることを主張していたことを示している」と述べている。

「母離」の解釈はさておき、ここまですべてを小括するならば、

a、「卑奴」は「夷」なのか「靈魂の」なのか、

b、「卑奴」が邪馬台国から見ての単一視点的なヒナなのか、対馬・一

大・奴・不弥の各国からそれぞれ見た多視点的なヒナなのか、

c、仮に邪馬台国派遣官とした場合、九州から見てのヒナなのか、大

和から見てのヒナなのか、

といった問題が残されている。この問題は、今なお議論の多い邪馬台国論争と密接に関連するため、ここではこれ以上深い検討には立ち入らないこととする。確実に言えることは、『魏志倭人伝』が成立した時代に、「ヒナ」という言葉が存在したことまでである。

## ②『記紀』のヒナ

\*『古事記』雄略天皇

麻岐牟久能。比志呂乃美夜波。阿佐比能。比傳流美夜。由布比能。比賀氣流美夜。多氣能泥能。泥陀流美夜。許能泥能。泥婆布美夜。夜本尔余志。伊岐豆岐能美夜。麻紀佐久。比能美加度。尔比那閉夜尔。淤斐陀弓流。毛毛陀流。都紀賀延波。本都延波。阿米袁淤弊理。那加都延波。阿豆麻袁淤弊理。志豆延波。比那袁淤弊理。（後略）

『古事記』のヒナは、雄略天皇が長谷の槻の大樹の下で酒宴を開いた際、伊勢の三重の采女が槻の落葉が酒盃に浮かんだの知らずに神酒を奉り、それを怒った天皇に対して采女が歌った歌に登場する。

その歌の冒頭、「毛毛陀流。都紀賀延波。本都延波。阿米袁淤弊理。那加都延波。阿豆麻袁淤弊理。志豆延波比那袁淤弊理。」は次のように解釈されている。<sup>15)</sup>

百足る 槻が枝は

上つ枝は 「阿米」を覆へり

中つ枝は 「阿豆麻」を覆へり

下つ枝は 「比那」を覆へり

そして少し後に、「斯豆延能。延能宇良婆波。阿理岐奴能。美弊能古賀。佐佐賀世流。美豆多麻宇岐尔。宇岐志阿夫良、……」、すなわち、下つ枝の枝先の葉は三重の采女が捧げている酒盃に漬っている様が述べられている。

この記事は、当時の天皇の王土観が、アメ・アツマ・ヒナに大別されていたことを意味しないだろうか。つまり、

\*後の畿内制で明確化されるような、ウチとソトの概念が形成されつつあり、それがイコール、アメとヒナであった。

\*東方に関しては、アメ・ヒナの二重構造ではなく、アメ・ヒナ・アツマという三重構造だった。

と考えられる。これは、雄略朝に顕著に見られる東方進出の反映であり、それゆえにアツマが重視され、特記されたものと思う。また、古代にお

いてアヅマの指す地域は大きく三つに分けられるが、それはおそらく東方進出の段階と、他地域に比べた際の東方支配の特種性を表している。<sup>16</sup>つまり、図1のような構造だったと考えたい。

次に、『記紀』のアメノワカヒコ神話に関係して登場するヒナの例を見てもみよう。

\* 『古事記』上巻

(天孫降臨に際し、アマテラスの命を受けたアメノワカヒコが来降し、報命しないので殺されるが、友のアチスキタカヒコネはこれを怒り、ワカヒコの喪屋を切り倒した。)……此者在「美濃國藍見河之河上」喪山之者也。……故阿治志貴高日子根神者。忿而飛去之時。其伊呂妹。高比賣命思顯「其御名」。故歌曰。阿米那流夜。淤登多那婆多能。宇那賀世流。多麻能美須麻流。美須麻流邇。阿那陀麻波夜。美多邇。布和多良須。阿治志貴。多迦比古泥能迦微曾也。此歌者。夷振也。

\* 『日本書紀』神代下・第九段・一書第一  
(『記』と同様)

……其屋墮而成山。此則美濃國喪山是也。……時味耜高彥根神光儀華艷、映于二丘二谷之間。故喪會者歌之曰、或曰、味耜高彥根神之妹下照媛、欲令衆人知中映二丘谷者、是味耜高彥根神上。故歌之曰、阿妹奈屢夜、乙登多奈婆多迺、汗奈餓勢屢、多磨迺彌素磨屢迺、阿奈陀磨波夜、彌多爾、輔柁和柁羅須、阿泥素企多伽避願禰。又歌之曰、

阿磨佐箇屢、避奈菟謎迺、以和多邏素西渡、以嗣箇播箇柁輔智、箇多輔智爾、阿彌播利和柁嗣、妹慮豫嗣爾、豫嗣豫利據禰、以嗣箇播箇柁輔智。

此兩首歌辭、今號「夷曲」。

アメノワカヒコ神話に関係して登場する土地は、アメノワカヒコの切り倒した喪屋が天から地上に落ちて山になったという「美濃國(藍見河河上)喪山」である。そこでアメノワカヒコの喪に集まった人々(『記』と『紀』の別伝ではシタテルヒメ)が歌った歌を「夷振(曲)」と称しているのである。すなわち、「美濃國(藍見河河上)喪山」がヒナとされていたことがわかる。

ところで「アメナルヤ……」の歌謡は『記紀』いずれにも見られるが、「アマサカル……」は『紀』の一書にのみ見られる歌謡である。「アメナルヤ……」は「アマサカル……」に比べ、その内容が文脈からはなれている。「アマサカル……」は『萬葉集』によく見られる形であり、同じ「ヒナ」ということで、後から「夷振(曲)」に加えられたものと思われる。

次に景行紀のヒナモリと顕宗紀の「夷」である。

\* 『日本書紀』景行天皇十八年三月条

十八年春三月、天皇將向京、以巡狩筑紫國。始致夷守。是時、於石瀨河邊、人衆聚集。於是、天皇遙望之、詔左右曰、其集者何人也。若賊乎。乃遣兄夷守、弟夷守二人令觀。乃弟夷守、還來而諮之曰、諸縣君泉媛、依獻大御食、而其族會之。

\* 『日本書紀』 顯宗天皇二年八月

(前略) 大泊瀬天皇、正「統萬機」、臨「照天下」。華夷欣仰、天皇之身也。(後略)

景行紀のヒナモリだが、その所在は日向國と考えられる。これは後で他のヒナモリと併せて論じたい。また、顯宗紀の「夷」は「華夷」というまさに中華思想そのものであり、中国での表記を模倣したものと考えられる。

### ③ 『萬葉集』に見られるヒナ

全部で二七例見られる。繁雜をさけるため、表1に一括してまとめたので、随時御参照願いたい。

以下表に基づき、個々について検討を加えていこう。

まず作者であるが、卷十三を除くと悉くが作者を顕在させる歌である。その作者は、柿本人麻呂(3例)、丹比笠麻呂(1)、山上億良(1)、石上乙麻呂(1)、笠金村(1)、遣新羅使(1)、大伴池主(3)、大伴家持(14)、であり、このことは、ヒナの意識が極めて貴族的な意識だった事を示唆している<sup>(17)</sup>。

次に時期であるが、柿本人麻呂に関係する四例と丹比笠麻呂の一例が持統・文武朝で、卷十三の雑歌が時期不明である以外は、みな神龜五(七二八)年から天平勝寶二(七五〇)年に集中している。この点から、「ヒナ」は奈良朝以前から存在していた語だが、中西進氏も指摘するように

「ほぼ後期万葉に発達した意識であった」ことが推測できる<sup>(18)</sup>。

三番目に用字だが、ヒナ二十八例のうち、「一書」も一例に数えている、十二例が正訓字、十六例が万葉仮名書となっている。正訓字の場合には必ず「夷」を用いており、万葉仮名の場合は「比奈」となっている。「夷」と「比奈」が同義で、どちらも「ヒナ」であることは、いずれも「アマサカル」という枕詞を持つ点から明らかである。また十六例の万葉仮名例は、卷五・卷十五・卷十七・卷十八に所見があるが、これらの巻はいずれも全一巻の仮名書きという規制を持っている巻である。この点から「ヒナ」は徹底的に「夷」だったことがわかる<sup>(19)</sup>。

ところで『萬葉集』の注釈書・訓読書の多くは、万葉仮名の「比奈」を「鄙」字に置き換えているが、「鄙」の例を見てみよう。

### 卷五・八一二序

(大伴淡等が梧桐の日本琴を藤原房前に贈ったのに対し、房前が報えて)  
……跪承「芳音」 嘉權交深 乃知 龍門之恩復厚「蓬身之上」 戀望殊  
念 常心百倍 謹和「白雲之什」 以奏「野鄙之歌」 房前謹状(歌  
は略)

この場合の「鄙」は、田舎のニュアンスはあるにしても、「夷」の時のような特定の地域は表していないし、むしろ「いやしい」といった意の自卑の表現である。また、歌中の語ではなく序中の語であり、当然枕詞もつかない。

### 卷五・八六八序

(筑前國司山上億良が松浦に行きたい旨を詠んだ歌)  
億良誠惶頓首謹啓

表1 『萬葉集』のヒナ

No	卷	年代	作者	「ヒナ」が指す場所（作者が置かれている環境・ヒナに至る道順など）	対置	枕詞	登場
29	1	持統朝	柿本人麻呂	平山を越え淡海國大津宮を過ぎた時に作る。	倭	天離	夷者雖有
227	2	文武朝	作者不詳	石見で没した柿本人麻呂の死を悼む歌。	……………	天離	夷之荒野
255	3	文武朝カ	柿本人麻呂	明門周辺	倭嶋	天離	夷之長道
509	4	……………	丹比笠麻呂	葛木山の雲が隠れる淡路の海上で作る。目的地の筑紫國を「夷之國邊」と言っている。	葛木山	天佐我留	夷之國邊
880	5	天平2年	山上億良	この時億良は筑前守である。	美夜故	阿麻社迎留	比奈
1019	6	10年	石上乙麻呂	土佐國に配流される時の歌。	又打山	天離	夷部尔退
1785	9	神龜5年	笠金村	「大王之 御命恐美」て越方面へ行く時の歌。	……………	天離	夷治尔登
3291	13	……………	(雑歌)	「天皇之遺之万、」に地方へ下る時の歌。	芳野山	夷離 [一書](天疎)	國治尔登 (夷治尔等)
3608	15	……………	柿本人麻呂	明門周辺。ここから「伊幣乃安多里」、即ち「安麻等思麻」が見える。	倭嶋	安麻射可流	比奈乃奈我道
3698	15	天平8年	遣新羅使	對馬嶋淺芽浦に停泊中の歌。ヒナであっても月が照っているとす。	……………	安麻射可流	比奈尔毛月波…
3948	17	18年	大伴家持	この時家持は越中守である。	……………	安麻射加流	比奈尔月歷奴
3949	17	18年	大伴池主	この時池主は越中掾である。	……………	安麻射加流	比奈尔安流和礼乎
3957	17	18年	大伴家持	この時家持は越中守。越中へ行く際、奈良山を越え、泉河（清き河原・駐馬）で別れた。	(奈良夜麻)	安麻射加流	比奈乎佐米尔等
3962	17	19年	大伴家持	この時家持は越中守。「安思比奇能山坂古延互」行くところである。	……………	安麻射加流	比奈尔久太理伎
3973	17	19年	大伴池主	この時池主は越中掾。	(奈良治)	安麻射可流	比奈毛乎佐牟流
3978	17	19年	大伴家持	この時家持は越中守。「阿之比奇能夜麻古要奴由伎」行くところである。	……………	安麻射加流	比奈乎左米尔等
4000	17	19年	大伴家持	越國新川郡の立山を歌ったもの。	……………	安麻射可流	比奈尔 名可加須古志
4008	17	19年	大伴池主	この時池主は越中掾。歌中、刀奈美夜麻（礪波山）が登場する。入京近く別離の歌。	奈良	阿麻射可流	比奈尔波安礼登
4011	17	19年	大伴家持	一時帰京し、3ヶ月の京生活を経た後、再び越へ帰任後の作。	……………	安麻射可流	比奈尔之安礼婆
4019	17	20年	大伴家持	越中守家持の望京歌。	……………	安麻射可流	比奈等毛之流久
4082	18	感宝元年	大伴家持	越中守家持、京の坂上郎女からの贈歌に対し。	……………	安万射可流	比奈能夜都故尔
4113	18	元年	大伴家持	越中守家持の望京歌。	……………	安末射可流	比奈尔一日毛…
4121	18	元年	大伴家持	越中守家持の望京歌。	(朝参の君)	……………	比奈尔之須米婆
4169	19	勝宝2年	大伴家持	越中守家持が、京の坂上郎女に贈った長歌。	……………	安麻射可流	夷尔之居者
4170	19	2年	大伴家持	上の歌の反歌。	……………	……………	夷尔之乎居礼婆
4189	19	2年	大伴家持	越中守家持、水鳥を越前判官池主に贈る歌。	……………	天離	夷等之在者
4214	19	2年	大伴家持	越中守家持の挽歌。	……………	……………	夷放 國乎治等
参考 4154	19	勝宝2年	大伴家持	「安志比奇乃 山坂超而」行くところである。「故志」での歌。この時家持は越中守。	京師	科坂在	故志尔之須米婆

億良聞 方岳諸侯 都督刺史 並依<sup>二</sup>典法<sup>一</sup> 巡<sup>二</sup>行部下<sup>一</sup> 察<sup>二</sup>  
其風俗<sup>一</sup> 意内多端 口外難<sup>レ</sup>出 謹以<sup>二</sup>三首之鄙歌<sup>一</sup> 欲<sup>レ</sup>寫<sup>二</sup>五蔵  
之籥結<sup>一</sup> 其歌曰 (歌は略)

この場合、歌を詠んだ地理的条件・環境に関しては、巻五・八八〇の億良の歌に類似している。しかし意味的には、やはり「いやしい」といった意の自卑の表現が強いように思われる。そしてこれもまた、歌中の語ではなく序中の語であり、枕詞もついていない。

以上の二例を除いて「鄙」は見出だせない。この点から「鄙」と「夷」は、『萬葉集』においては使い分けられていたと考えるべきであろう。したがって、注釈書・訓読書の「比奈」を「鄙」字に置き換えている用例は、平野邦雄氏の指摘にもあるように明らかな誤りである。

さて四番目に、ヒナ(「夷」「比奈」)が指し示す地域はどこか、ヒナは何に對しての概念なのか、そして両者の境界はどこにあるのかを考えてみたい。

表1の『萬葉集』のヒナが指し示す地域を見ると、いわゆる東国や陸奥・出羽は入っていない。それに対し、かつて都の存在した大津がヒナの域に入っていることがわかる。このことから、ヒナの「夷」とエミシの「夷」は異なることが推測できよう。

歌中、ヒナと對置される表現がいくつか見られる。それは表1にも示したように、「倭」(1)、「倭嶋」(2)、「美夜故」(1)、「奈良」(1)で、すなわち宮の所在地である。図2は、『萬葉集』『記紀』におけるヒナが指し示す地域を、國単位で図化したものであるが、こうした地域は、当然のことながら、図2には出てこない。

ところで、こうしたヤマト・ミヤコ・ナラからヒナへ行く場合、境界と考えられるべきところに山や川が存在しているのが目につく。二七の柿本人麻呂が、ヒナの地である大津宮跡に至る際「平山」を越えているのを始め、五〇九の丹比等麻呂が「夷之國邊」に向かう際、淡路島を過ぎる辺で大和にあった家のほうを振り返ったところ、そこは「青旗乃葛木山」多奈引流「白雲隱」場所であった。三九五七、三九六二、三九七八、四一五四の伴家持では、越に行く際「奈良夜麻」や「夜麻」「山坂」を越えている。ヒナは出てこないが四一一六にも「山」を越える場面がある。一〇一九の石上乙麻呂は女性問題で土佐に配流になったが、それに対し「又土山」(真土山)から帰ってくれば良いが”としている点は、「又土山」が罪や汚れの意識の上でも境界で、ヒナは罪や汚れがヤマト・ミヤコから追放される場所であったことも考えられるだろう。

平野邦雄氏は『萬葉集』の三二三八・三二三六・三二三七・三二四〇の歌から、北方のヒナへのコースを「京より、平城山―泉河―管木原―宇治川―石田の森―相坂山―近江となる」とし、「相坂山こそ、北方のヒナ(夷)への境界であった」としている。このコースに関しては異論ないが、三九五七では泉河で別れを告げていることから考えて、境界はもう少し幅を持たせて泉河―相坂山間と考えておきたい。

平野氏はその他、西方のヒナについては「淡路」「明石大門」「赤石」を境界としているが、これについては異論ない。また、「東方のヒナ(夷)」についてはやや明確さを欠く」と述べている点にも同意見で、これは、ヤマト政権の進出方法が他地域と異なっていたことの現れであろう。図3は、ヒナとヤマトの境界を图示したものである。

図2  
『萬葉集』・『記紀』のヒナ

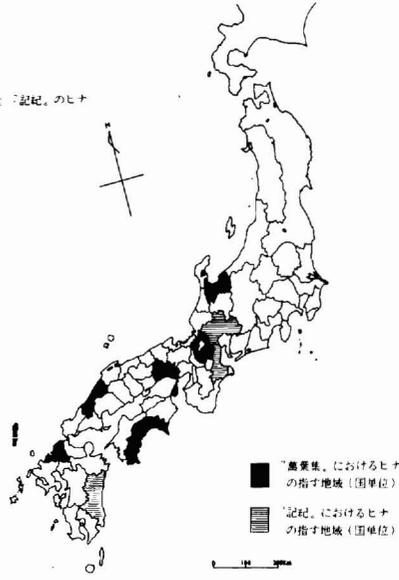


図1、雄略紀歌謡に見られる空間構造

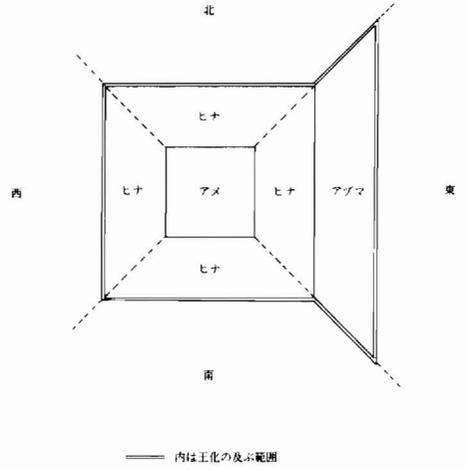
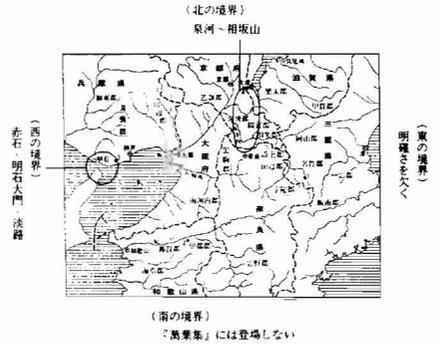


図4  
ヒナモリの分布



図3、ヒナシヤマトの境界



〔参考〕畿内の四至想定図

1. 名壁の横河 2. 紀伊の兒山
3. 赤石の編瀬 4. 近江の狭狭波の合坂山

〔長山泰孝「畿内制の成立」の図に加筆して作成した。〕  
 〔『古代の日本』5、角川書店、1970 1〕

次にヒナの外縁だが、これも平野氏の指摘の通り、ヒナモリの置かれた地域と思われる。そこで次にヒナモリを概観したい。

### 三、ヒナモリについて

古代の地名・駅名・社名に「夷守」というものが存在する。これは『和名類聚抄』の訓などから、通常「ヒナモリ」と訓み、「対外的防備の拠点ないしは官名」と解されている。しかし、この場合の「夷」が、果たして「ヒナ」なのか「エミシ」なのかという問題を含め、「夷守」の職掌については十分な論議が成されていない。前節で見た「ヒナ」の領域などと関係させながら、次に考えてみたい。

#### ①ヒナモリの例

はじめにヒナモリの例を列挙しよう(傍線は筆者)。次のア～エの四例がヒナモリの確実な例である。

ア\* 正倉院宝物庸布墨書銘(天平勝寶年中)

越後國久疋郡夷守郷戸主肥人皆麻呂庸布壹枚□□□(天平勝カ)

\* 『和名類聚抄』郷里部

越後國頸城郡夷守郷

以上アは越後國頸城郡のヒナモリである。

イ\* 『延喜式』卷十・神名下・美濃國卅九座「大一座・小卅八座」

厚見郡三座「並小」

比奈守神社

茜部神社

物部神社

以上イは美濃國厚見郡のヒナモリである。

ウ\* 『萬葉集』卷四・五六七番・左注

(前略)於<sub>レ</sub>是、大監大伴宿祢百代、少典山口忌寸若麻呂、及卿男家持等、相送<sub>二</sub>驛使<sub>一</sub>、共致<sub>二</sub>夷守驛家<sub>一</sub>、聊飲悲<sub>レ</sub>別、乃作<sub>二</sub>此歌<sub>一</sub>。

\* 『延喜式』卷二十八・兵部省・諸國驛傳馬寮

筑前國驛馬(前略) 席打。夷守<sub>ヒナモリ</sub>。美野<sub>ヨシノ</sub>各十五疋。(後略)「

\* 『和名類聚抄』(高山寺本)

西海驛 …… (中略) …… 夷守 …… (中略) …… 以上筑前

以上ウは筑前國のヒナモリである。

エ\* 『日本書紀』景行天皇十八年三月条

十八年春三月、天皇將<sub>レ</sub>向<sub>レ</sub>京、以巡<sub>二</sub>狩筑紫國<sub>一</sub>。始致<sub>二</sub>夷守<sub>一</sub>。是時、於<sub>二</sub>石瀨河邊<sub>一</sub>、人衆聚集。於是、天皇遙望之、詔<sub>二</sub>左右曰

一、其集者何人也。若賊乎。乃遣<sup>三</sup>兄夷守・弟夷守二人<sup>一</sup>令<sup>レ</sup>觀。乃弟夷守、還來而諮乃曰、諸縣君泉媛、依<sup>レ</sup>獻<sup>二</sup>大御食<sup>一</sup>、而其族會之。

\*『延喜式』卷二十八・兵部省・諸國驛傳馬条  
日向國驛馬〔(前略) 夷守。(中略) 各五疋。〕

\*『和名類聚抄』(高山寺本)

西海驛 ……(中略) 夷守…(中略) ……以上日向

以上エは日向國諸県郡のヒナモリである。

ア〜エのヒナモリを地図に落としてみたのが図4である。前のヒナの分布(図2)と比べると、ヒナとされていた地域のいずれも外縁部に存在することがわかる。

ヒナモリに関しては、これまで桑原正史氏<sup>(20)</sup>・平野邦雄氏<sup>(21)</sup>の研究がある。

平野氏はア→出羽蝦夷、イ→アヅマ(東)、ウ→朝鮮半島の外蕃、エ→日向・大隅隼人、について設定されたという一貫した性格を持ち、設置の主体はヤマトで、大化前代の遺制であるとした。そして、「…ヒナ(夷)とは、近江・播磨・伊勢あたりから外方の世界であり、その世界の極限は、ヒナモリ(夷守)のおかれた筑前・日向・越後・(美濃)と考えられる。そうすれば、その中間の世界がすべてヒナ(夷)となる」と結論づけた。

ただ厳密にみると、どれも後の律令制下における化内と化外(蝦夷・隼人・外蕃)との境よりはややヤマトよりに置かれていることがわかる。

すなわちヒナモリは、大化前代のヤマト政権時代の化内と化外の接点に置かれていたものと思われる。

大化以後アでは淳足・磐舟柵が置かれ、前線は北上し、イではアヅマのさらに先、すなわち東海道、東山道の先に「陸奥」が登場、ウは直接海外に面しているので変化ないが、エでは隼人が王権内に取り込まれていく、などの変化が見られる。

以上をまとめたのが図5で、これがヒナと呼ばれる地域と考えられる<sup>(22)</sup>。

#### 四、エミシとヒナ

「夷」表記は中国では華夷思想に基づく表記であった。このことから考えて、日本でヒナと呼称していた図5のような地域に「夷」字をあてたのは、当初これらの地域も化外地であったことを示唆しよう。やがてヤマト政権の権力拡大に伴い、これらは化内地となっていく。

さて、『六國史』における東北地方の化外民を表す用語としての「蝦夷」「夷」表記を見ると、およそ次の五時期に分けることができる。

- A、「蝦夷」表記使用期① (神亀二年頃)
- B、「蝦夷」表記使用期② (神亀二年頃〜天平勝宝)
- C、「蝦夷」「夷」併用期① (天平宝字〜延暦十年頃)
- D、「蝦夷」「夷」併用期② (延暦十年頃〜弘仁二年)
- E、「夷」使用期 (弘仁二年〜)

このA〜Eの変化に、ヒナとしての「夷」が大きく関わるものと思われる

る。年代を追って見ていくことにする。

まずAの時期は、東北地方の化外民に対し「蝦夷」表記が用いられている一方、『日本書紀』以来「夷」はヒナであり、図5のような地域を表していたと考えられる。この時期、対東北戦のための令外官として、「征夷大使」「征夷(大)將軍」(傍線筆者)が登場する。<sup>(23)</sup>この「征夷」の「夷」はヒナではなく蝦夷を指そうが、「征夷……」は、おそらく中国での官職名をそのまま転用したものだと思われる。「夷」という単独の表記で蝦夷を指すことはまだなかった。東北での実際の動きとしては、国郡分割ならびに柵戸の移配が目立ち、<sup>(24)</sup>大野東人が多賀城を建造する頃までにあたる。<sup>(25)</sup>

次にBは、先に『萬葉集』の例で見たように、ヒナとしての「夷」が盛んに用いられる時期である。一方この時期の東北では、「俘囚」「俘」表記や、蝦夷としての「夷」を用いた「山夷」「田夷」など表記が現われ、国家側との接触ならびに王化により、東北社会内部での身分分化が進行していたことがわかる。しかし「夷」表記単独で古代東北の人々＝蝦夷を指すことはまだなく、エミシー「蝦夷」、ヒナ「夷」はまだ明確に区別されていたものと思われる。東北社会は比較的平穏で、黄金産出などが見られる時期である。<sup>(26)</sup>

C期になると、東北地方の人々に対し、「夷俘」「荒夷」「夷性」といった表記が現れる。<sup>(27)</sup>「夷俘」の意味に関しては、平川南氏の論文に詳しくまとめられており、<sup>(28)</sup>筆者も同一見解を採るので、<sup>(29)</sup>詳しい説明は省略するが、簡単に言えば、広く「蝦夷」の中でも律令国家側に帰降し内民化のプロセスを歩み始めた人々の総称として用いられたものである。これら「夷俘」「荒夷」「夷性」の「夷」字は、蝦夷としての「夷」である。や

がて宝亀元年になると「夷」という単独(熟語を形成しないという意味で)の表記で蝦夷を指すものも現れる。<sup>(30)</sup>ただし、この時期の「夷」表記は、次のD期とは用いられ方に若干差異があった。延暦八年の「夷」例前後で「夷」に違いがあることは一節でふれたが、その時期が後述するC期→D期の移行と合致している点は興味深い。

さて、このC期は、対東北戦のための令外官名が「征東大使」「征東(大)將軍」「征東使」(傍線筆者)に統一される点が注目される。これは『萬葉集』などに見られるヒナ＝「夷」意識の高まりの反映が続いていて、エミシー「蝦夷」とヒナ「夷」を明確に区別しようとした意図によるものではなからうか。

その後延暦十二年を境に、再び「征夷大使」「征夷(大)將軍」になる。また、この頃を境に史料に於ける古代東北の人々を指す表記としての「蝦夷」と「夷」の使用比率が逆転する。この時期をD期とした。

C→D期の東北の動きだが、C期の前半は、蝦夷出身の道嶋宿禰が高級武官になり、<sup>(31)</sup>後半は、三十八年戦争の勃発が見られる。<sup>(32)</sup>ただこの時期の征討は停滞していた。D期は坂上田村麻呂の登場と活躍とほぼ一致する。征夷は終極に向かう。

さてC期からD期の流れを概観すると、一方でヒナとしての「夷」が見られなくなり、他方で蝦夷としての「夷」が「蝦夷」表記に変わって用いられるようになっていく(具体的には、C期の「夷」→「まつろわぬ者」の意味、D期の「夷」→王化された蝦夷、のような使い分けがあるが、これは征討の進展の度合いに対応しているのであろう)。また、官職名が「征東……」から「征夷……」に移り変わっているのもこれに対応して

いる。

次にE期だが、弘仁二年を境に「蝦夷」表記はほとんど使用されなくなり、「夷」に変わる。この年はいわゆる三十八年戦争が終結した年であり、律令国家側にとつては、いわば北奥を除いてとりあえず化服が終了した時点とみなしうる。三十八年戦争による律令国家の東北進出に伴い、それまでのヒナ（「夷」）の地域が拡大し、その地域はついに北奥を除いた地域にまで拡大したことを表してはいないだろうか。

繁雑な説明となったが、最後に簡単にまとめてみよう(図6参照)。エミシ||「蝦夷」とヒナ||「夷」が明確に分けられていたA~B期は、エミシ||「蝦夷」||化外、ヒナ||「夷」||化内という区別が存在していた。C~D期になると、エミシ||「蝦夷」||化外の中で「俘囚」型と「夷」型の服属形態が見られるようになり、律令公民化の道を歩み出す者も出てくる。この時点でエミシ||「蝦夷」||化外とは必ずしも言い切れなくなる。逆に律令公民化の道を歩み出す者は、ヒナ||「夷」||化内の中に取り入れられるようになる。こうした中で、それまでの「夷(ヒナ)」域(図5のような)観の解体と、それまでの「蝦夷(エミシ)」域の解体がいまっただけで再構築されたところに、エミシとしての「夷」(それまでのエミシの流れをくむが、王化されているという点ではヒナ)という新しい概念ができあがったものと思われる。

「蝦夷」↓「夷」への変化ならびにヒナとしての「夷」の消失を、以上の点から意義づけしてみた。

## 五、「蝦夷」表記成立の沿革―大化前代の「畿内」をめぐる―

以上、検討してきた「ヒナ」も、また「蝦夷」や「夷」などといったものも、中央の豪族(貴族)層から見た「ソト」に対する認識である。裏を返せば、そこには彼らが居住しているところの「ウチ」が存在しよう。とすれば、ヒナ・「蝦夷」・「夷」などの概念の成立・変遷の背景には、当然「ウチ」なる領域の形成が密接に関係していることと推察される。

『日本書紀』大化二年正月甲子朔条のいわゆる改新詔第二条に「畿内」の範囲が定められているが、改新詔の信憑性を含め、「畿内制」がいつ始まったか、またのちの令制に定められた「畿内」とどのように関わってくるのか等は、諸説あり問題の残るところである。その点については、問題が拡散するので深入りしないが、「蝦夷」表記の始用時期と、「畿内」のような領域概念の成立は関係するのだろうか。はじめに関連する史料をあげてみよう(史料内の傍線は筆者)。

### ①『日本書紀』崇仁天皇十年十月乙卯朔条

冬十月乙卯朔、詔「群臣」曰、今反者悉伏<sup>レ</sup>誅。畿内無事。唯海外荒俗、  
騒動未<sup>レ</sup>止。其四道將軍等、今急發之。

### ②『日本書紀』景行天皇五十一年八月壬子条

(前略)天皇聞之、詔「群卿」曰、其置<sup>二</sup>神山<sup>一</sup>三諸山<sup>一</sup>…筆者注)傍<sup>二</sup>之蝦夷、是本有<sup>二</sup>獸心<sup>一</sup>、難<sup>レ</sup>住<sup>二</sup>中國<sup>一</sup>。故隨<sup>二</sup>其情願<sup>一</sup>、今班<sup>二</sup>邦畿之外<sup>一</sup>。是今播磨・讃岐・伊豫・安藝・阿波、凡五國 佐伯部

之租也。(後略)

③『日本書紀』仁德天皇四年二月甲子条

(前略)即知、「五穀不<sub>レ</sub>登、百姓窮乏也。邦畿之内、尚有<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>給者<sub>一</sub>。  
況乎畿外諸國耶。

④『日本書紀』欽明天皇十三年十月条

(前略)由<sub>レ</sub>是、百濟王臣明、謹遣<sub>二</sub>陪臣怒喇斯致契<sub>一</sub>、奉<sub>レ</sub>傳<sub>二</sub>帝國<sub>一</sub>、  
流<sub>二</sub>通畿内<sub>一</sub>、果<sub>二</sub>佛所<sub>レ</sub>記<sub>二</sub>我法東流<sub>一</sub>。(後略)

①では、朝廷の支配が及ばない「海外」に対して、「畿内」が朝廷の支配領域を漠然と指す言葉として用いられている。また「海外」には「四道」(「四道」は同年九月甲午条から「北陸」「東海」「西道」「丹波」とわかる。また「古事記」では「東方十二道」となっている。)が存在している。

②では、天皇・群卿の居住している「中國」や「邦畿」に対して「邦畿之外」があり。後者は「蝦夷」が居住を希望する地域であり、のちの播磨・讃岐・伊豫・安藝・阿波にあたる地域を指している。

③は、天皇の仁徳を示す説話の中の一節で、「邦畿之内」に対して「畿外諸國」が示されている。長山泰孝氏は「聖王伝説というこの記事の性格からみて、たんなる文飾として用いられているにすぎないと思われる」としている。<sup>(34)</sup>

④は、百濟の聖明王の上表文であるが、「帝國」と「畿内」が同義に用

いられており、共に日本を指している。

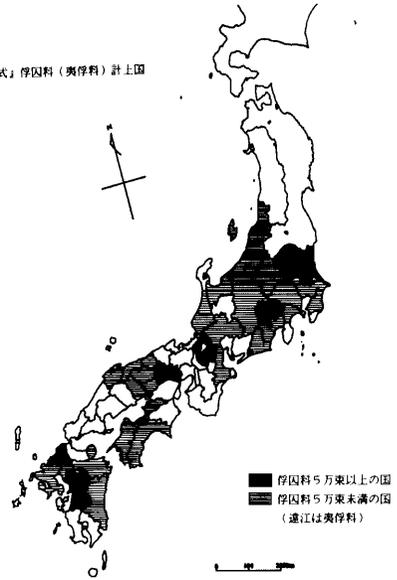
ところで、こうした「畿内」「中國」「邦畿」「王畿」などに対し、『日本書紀』の古訓がすべて「ウチツクニ」と呼んでいる点から、大津透氏は「大化を遡るかなり前からウチツクニとその外(トツクニ：筆者注)」という区別が存在していた」とし、ウチツクニの範囲について、①と②の史料から「ほぼ後世の畿内と同じ地域ではないだろうか」、「その具体的な記述が、大化改新詔に見られる四至畿内制の形であったのではないかと思う」としている。<sup>(35)</sup> また、中村英重氏は、王土觀念、宗教性からみて畿内(ウチツクニ)を、畿外(トツクニ)と区別する考え方が大化前代から存在したとする。<sup>(36)</sup>

これらの見解は、「従来大化改新詔の理解をめぐって論議されていた観のある「畿内制」の制度的実体をさかのぼらせたほか、律令国家に移行する前段階の国家体制として、支配の二重構造を想定している」点で一つの評価ができよう。しかし、西本昌弘氏も指摘するように、前述の史料はどれも日本書紀編者の文飾と考えられ、年代を考えるにしても、史料批判が必要なのは言うまでもない。またこれらからでは、「畿内」が、律令制に定められたような京師周辺の特別行政地域の意味で用いられているとは断定できないため、のちの畿内制とは区別する必要がある。<sup>(37)</sup>

このほか、相嘗祭・新嘗祭の祭祀慣行から七世紀以前の畿内国を検討した菊池康明氏や四方国制の検討から六世紀前半に初源的な王畿を想定した前田晴人氏<sup>(38)</sup>が、大化前代の畿内を模索している(これに対しては批判的な見解も出されている)。また、平野邦雄氏は、前述したようなヒナの検討から、律令制の畿内と大化の「畿内国」とは原理がちがいで、「大



図9、「延喜式」俘囚科（夷俘科）計上国



化のそれ（畿内国）は……律令制的国制が設けられる以前の制度……である。そして、それがヒナ（夷）の概念にも一致するとすれば、ヒナ（夷）の概念そのものも、大化前代からの伝統的な観念によるものとせねばならない。それら（大化の「畿内国」・ヒナの概念）はともに、国制以前のヤマト（倭）を中心とする概念といえよう<sup>(40)</sup>としている（（一）内は筆者）。

以上の見解から結論的なことを導き出すとすれば、大化前代においては既に、ヤマトを中心としたウチとソトの概念ができあがりつつあった点は認めてよからう。ただしここで確認しておくべき重要な点は、西本昌弘氏の指摘する「単なる畿内地域のまとまりは決して畿内制ではない」、<sup>(41)</sup>「畿内制とは天子を中心とする礼秩序にもとづく国土区分の一種であって、これには爵による官僚・人民の身分秩序化およびその身分秩序の確認の場たる種々の儀礼の成立が不可分の関係にある。従って、これらが

成立してはじめて畿内制と称しうるのである。」<sup>(41)</sup>ということである。つまり、制度としての畿内制はやはり大化以後に成立し、それも段階を経て確立していくものと思われる。

ここで最初の問題に立ち返るならば、「蝦夷」表記の始用、さらに絞って「夷録」性のある蝦夷関係記事の始用と、制度としての畿内制の成立時期は、ほぼ同時期であると言える。漠然としたウチとソトが大化前代において既にできあがっていたにもかかわらず、「蝦夷」表記が登場していないことは、視点を変えれば、「蝦夷」は「畿内」に相対する形で成立したことの傍証にもなる。そして平野氏が言うように、ヒナ（夷）の概念が、大化前代からの伝統的な観念によるものとするならば、前述したように、ヒナとしての「夷」とエミシとしての「夷」が明確に区別されるのは当然である。また、そのヒナはソトとは言え、後には化内の地である。「畿内」の周縁にあたる地域が、天皇の後妃・夫人等の出身地域や歴代天皇の動向と深く関わりを持っていることは、早川万年氏の指摘にもあるが<sup>(42)</sup>（図7・8参照）、この地域がヒナとほぼ一致していることは、ヒナが卑賤視される地域ではないばかりか、王権と密接な関係を有していたことを示そう。「蝦夷」はそうした地域のさらにソトの概念として、始用時から認識されていたのである。<sup>(43)(44)</sup>

#### むすびにかえて

これまでともすると同一視されがちだった「蝦夷」と「夷」を区別して考えることや、「夷」にはヒナとエミシの二面性があること、などに留

意しながら、「蝦夷」表記ならびに「夷」表記の指し示す対象とその変遷、さらに「蝦夷」↓「夷」への変化、ヒナとしての「夷」の消失などを見てきた。数少ない蝦夷関係史料も、表記・呼称の綿密な分析という方法を採用することによって、今後さらに新たな事実を我々にもたらしてくれようである。

ところで、史料の根拠の無い想像の域で恐縮だが、一つだけ述べておきたい。戦後言われ続けて久しい「蝦夷の社会の解明」―換言するならば「蝦夷じしんの歴史」の解明―を残された文献史料から行うことは、現実に可能なのだろうか。

例えば、本稿で取り扱ってきた「蝦夷」や「夷」表記はあくまで律令体制下にいる者から見た認識であり、古代の東北社会の複雑性や社会構造を知る手掛かりにこそなれ、直接、東北社会そのものを表すことにはならない点は十分注意しなければならない。律令体制側にとってみれば、東北社会に於けるわずかな変化でも「王化」の傍証として過大評価することもあろう。律令国家的な姓氏・官衙・城柵・そして「王化」の記事・「征夷」戦争なども、もしかしたら東北社会の一面的なものに過ぎないのかもしれない。実際の東北社会では、史料などで取り上げられるところの変化が表向きにはあっても、それとは裏腹に、伝統的な生業・風俗・言語などを保持し続けた可能性はなからうか。

恥ずかしながら、教師という職について初めて、一面的・一方向的な視点で歴史を考えることの恐ろしさを実感した。歴史は支配者・強者だけにあるのではない。『蝦夷』が主人公の、蝦夷の視点で見た歴史もあつて

当然である。その意味で歴史学者は、例えば本多公栄氏をはじめとした歴史教育者協議会の方々の教育実践や、佐々木利和氏の問題提起にも目を開いてゆき、もう一度原点に立ち返って考える必要がある。

そうした中、近年の工藤雅樹氏の一連の仕事は、考古学・地名研究から比較文化史・民族学など様々な関連学問の成果を援用して、古代東北社会を生き生きと描いている点で、特筆すべきものと思う。<sup>(48)</sup>確かに方法論的にまだ問題があると思うが、限られた文献史料研究の限界を越えるための試論として、我々は多くのことを学ぶ。

九〇年代の蝦夷研究が、より深みを増した新たな段階に入っていくための、筆者なりのささやかな問題提起である。

なお「夷」に関連して、北海道大学構内のサクシユコトニ川遺跡をはじめとして数例発見されている「夷」という筭書（墨書）土器の字だが、「夷」という解釈が一般的になっている昨今、筆者はもう一度詳細な検討の必要性を感じている。若干の考察を別稿（「筭（墨）書土器「夷」字の考察」）で行ったので御参照いただければ幸いである。<sup>(49)</sup>

次回（第三回）では、10世紀以降における「蝦夷」「夷」表記ならびに「俘囚」表記の変遷と意味について概観し、展望を述べてみたい。



所論はこの三論文による。引用は、特に「古代ヤマトの世界観」によった。

- (6) 『大日本古文書』二十五、八八頁
- (7) 平野卓治「日本古代における位階と「蝦夷」」(『國學院大學大学院紀要』文学研究科第十八輯、一九八七—三)
- (8) 平野卓治「日本古代における位階と「蝦夷」」(前掲註(7))
- (9) 熊田亮介「蝦夷と蝦狄」(高橋富雄編『東北古代史の研究』、吉川弘文館、一九八六—一〇)
- (10) 「夷俘」の解釈に関する研究史は前回(前掲註(1))述べた。
- (11) 星野良作「邪馬台国」(『黨弘道監修『日本史講座・日本古代(上)』第一章、日本放送協会学園、一九八六—一〇)
- (12) 武光誠編『邪馬台国辞典』(同成社、一九八六—二)「ひなもり」の項。
- (13) 坂本太郎「魏志倭人伝雑考」(『古代史談話会編『邪馬台国』所収、朝倉書店、一九五四)
- (14) 角林文雄「統一国家形成期における宗像」(『日本古代・中世史研究と資料』六、上智大学文学部平田研究室内史研究会編、一九八九—一二)
- (15) 以下の解釈文は、武田祐吉訳注、中村啓信補訂・解説『新訂古事記』(角川文庫、一九七七一八)を参考にした。
- (16) アツマの指す地域には、イ、伊賀・美濃以東、ロ、遠江・信濃以東、ハ、足柄・碓氷以東、の三通りある点は諸説一致している。ただ、イ↘ハの概念の成立順序に関しては、イ↘ロ↘ハとする説

(『黨弘道『上毛野国と大和政権』、上毛新聞社、一九八五—一二)とハ↘ロ↘イとする説(平野邦雄「ヤマトから見た「東国」とは何か」前掲註(5)―他)で意見がわかれている。

- (17) 中西進「夷」(同『万葉史の研究』十、鄙とみやび 第二章、桜楓社、一九六六—七)
- (18) 中西進「夷」(前掲註(17))
- (19) 中西進「夷」(前掲註(17))、および、大津透「万葉人の歴史空間」(『國語と國文學』六三—四、一九八六—四)
- (20) 桑原正史「夷守に関する覚書―越佐古代史研究の一環として―」(山田英雄先生退官記念会編『政治社会史論叢』近藤出版社、一九八六—三)。桑原氏は『類聚國史』巻百九十・承和五(八三八)年三月丙子条の「授勲二等夷守志為奈、深江枚子等外従五位下、以有勲功也」を、「ヒナモリが氏姓として用いられている」例としているが、筆者は「夷(デアルトコロノ)守志為奈(四字の名)」と考え、ヒナモリの例から除外した。
- (21) 平野邦雄「古代ヤマトの世界観」(前掲註(5))
- (22) ヒナと関わる可能性のある点で若干補足しておきたいことがある。図9は「延喜式」巻二十六・主税上・諸國出學正税公廩雜稻条に見られる、俘囚料・夷俘料を計上している諸國の分布である。まず、俘囚料の計上が畿内に全くないことに気がつく。それ以外に俘囚料の計上がないのは、中國・下國に比較的多く見られる。逆に、俘囚料の多さから見ると、俘囚が重点的に移配されたと考えられるのは、近江・播磨・下野・常陸・筑前・肥後である。

近江・播磨は実際、移配されたと思われる蝦夷の記事が散見するし、『日本後紀』延暦二四(八〇五)年三月乙亥条、十月戊午条、弘仁六(八一五)年正月丁亥条、『文徳実録』天安二(八五八)年五月己卯条、『三代実録』貞観八(八六六)年四月十一日条、『同』十一月十日条、『同』九年正月八日条など。特に天安二年と貞観八年からは、近江・播磨両国に「夷長」「夷俘長」が設定されていたことがわかる。「夷長」「夷俘長」は移配された蝦夷集団の統率者と考えられるが、このことから特に近江・播磨両国に「俘囚」が多く、また重要視されていたことがうかがえよう)、特に近江國俘囚は平安中期以降、朝廷の節会などの行事に半ば恒常的に参列していた(弓野正武『俘囚見参』考、『古代文化』三三一五、一九八一―五など。次回第三回で若干ふれる予定)。平川南氏は、隼人の移配地が山背・大和など畿内を中心とするのに対し、俘囚移配地がその外側である点から、移配の目的を「朝儀において、服属儀礼をもって奉ずる蝦夷の人員確保」と見ている(『俘囚と夷俘』、青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』所収、吉川弘文館、一九八七―二)。

ここで分布を見ると、今見てきたヒナとされた地域(ただし東国も含む)にほぼオーバーラップしている点が指摘できよう。そして俘囚料が多く計上されているのが、ヒナと畿内の接点である近江・播磨や、奈良時代以前にヒナと化外地との接点であった下野・常陸・筑前・肥後である。また、三重の同心円構造(図1参照)を持つ東方では、アヅマとの境である甲斐にも多くの俘囚料

が計上されている。あくまで推測の域だが、俘囚の移配先はヒナとされた地域に関わりを持っていったようである。

(23) 「征夷大使」の初見は、『続日本紀』神亀元(七二四)年十一月乙酉条。「征夷(大)將軍」の初見は『同』養老四(七二〇)年九月戊寅条

(24) 年紀を追って概略をまとめると、次の通りである(新野直吉『古代東北史の基本的研究』、角川書店、一九八六―七、の年表を参考にした)

和銅元(七〇八)年 越後国に出羽郡建郡

五(七二二)年 出羽国設置、最上・置賜二郡を陸奥から割譲し出羽に付す

七(七二四)年 尾張・上野・信濃・越後の国民二百戸を出羽柵戸とする

靈龜元(七二五)年 相模・武蔵・上野・下野・上総・常陸の民一千戸を陸奥に配置

二(七二六)年 出羽国に最上・置賜二郡併合完了。四百戸移民を決める

養老元(七二七)年 上野・信濃・越前・越後の百姓各百戸を出羽柵戸とする

二(七二八)年 陸奥国から石城・石背の両国を分立

三(七二九)年 東海・東山・北陸の民二百戸を出羽柵戸とする

五(七二二)年 陸奥国の柴田郡から刈田郡を分置

六(七二二)年 諸国から柵戸一千人を陸奥国鎮所に配属

(25) 神亀元(七二四)年、大野東人、多賀城を建造(多賀城碑による)

(26) 『続日本紀』天平二(七四九)年二月丁巳条

(27) 「夷俘」「夷性」の初見は『続日本紀』天平宝字二(七五八)年六月辛亥条、「荒夷」は『続日本紀』天平宝字四(七六〇)年正月丙寅条

(28) 平川南「俘囚と夷俘」(前掲註(22))

(29) 前回の研究史整理(前掲註(1))を参照

(30) 『続日本紀』宝亀元(七七〇)年夏四月癸巳朔条

(31) 天平勝宝五(七五三)年、丸子氏、牡鹿連の姓を受ける。

天平宝字八(七六四)年、牡鹿連嶋足、宿禰に改姓。

天平神護元(七六五)年、牡鹿宿禰嶋足、近衛員外中將となる。

この後一兩年の間に道嶋宿禰と改氏姓する。

(32) 宝亀五(七七四)年に始まったとされている。(高橋崇『蝦夷』(中公新書八〇四、中央公論社、一九八六―五)など参照)

(33) 最近の研究では、西本昌弘「畿内制の基礎的考察―日本における礼制の受容―」、『史学雑誌』九三―一、一九八四―一)、門脇禎二「大化「改新」詔の「畿内」について」(『東アジアの古代文化』

五〇号記念特大号、一九八七―一)に研究史がまとめられている。

(34) 長山泰孝「改新詔と畿内制の成立(上)」(『続日本紀研究』二〇九、一九八〇―一六)

(35) 大津透「律令国家と畿内―古代国家の支配構造―」(『日本書紀研究』一三、一九八五―三)

(36) 中村英重「畿内制と境界祭祀」(『史流』二五、一九八三)

(37) 西本昌弘「畿内制の基礎的考察―日本における礼制の受容―」(前掲註(33))

(38) 菊池康明「悠紀・主基考」(『日本歴史』二九一、一九七二―八)

(39) 前田晴人「四方国」制の実態と性格」(『続日本紀研究』二二五、一九八三―二)

(40) 平野邦雄「古代ヤマトの世界観―ヒナ(夷)・ヒナモリ(夷守)の概念を通じて―」(前掲註(5))

(41) 西本昌弘「畿内制の基礎的考察―日本における礼制の受容―」(前掲註(33))

(42) 早川万年「畿内の東辺―日本古代史における「中央と周縁」―」(『史境』一二、一九八六―三)

(43) ただし、「畿内」―ヒナ―「蝦夷」のような単純な同心円的な構造では理解できない面がある。それはほかでもない、アツマとされる地域の特種性である。アツマは八世紀段階においても「蝦夷」と「畿内」の中間で特別な役割を果たしているが、それ以前からヒナとは区別される存在だった。これらを論ずるためには、いわゆる東国国司派遣の問題や、「東国」と「坂東」とアツマの違いなどの問題も含まれてくるので、それらの点については他日に期したい。

(44) 表記「蝦夷」が、貴族を中心とした律令制下の古代人たちの中で、具体的にどのようなイメージをもたらす表記だったかという点について、本稿の内容とは少し異なるが、一つだけ補足しておきた

い。

古代における東北・北海道の人々を指して「賊」や「虜」と称する史料上の表記方法が、宝亀五（七七四）年から延暦八（七八九）年に集中し、延暦十八（七九九）年から弘仁三（八一二）年にかけてややや少ないが散見する。また、貞観十七（八七五）年から元慶二（八七八）年にかけて再び現れ、特に元慶二年に集中している。これらは改めて論ずるまでもないが、律令国家側にとつて「蝦夷が叛乱を起こした」と認知した時期に合致する。宝亀五年は、陸奥海道蝦夷が叛乱し桃生城を侵した年であり、これをきっかけに弘仁二年まで、いわゆる三十八年戦争が続く。宝亀十一年・延暦八年に特に多いのは、前者が伊治皆麻呂の乱、後者が賊首阿弓流爲に大敗した年だからである。貞観十七年から元慶二年は渡嶋・出羽方面で叛乱が続く、特に元慶二年は、いわゆる「元慶の乱」の年であり、「賊」「虜」の表記の登場も激増している。

「賊」「虜」は、叛乱関係記事の中でも特に、いつでもどこで何人くらいがどうした」という具体性のある描写の際に用いられ、そうした個々の叛乱動向を総括的に見るような場合に「夷」「夷狄」などが用いられる傾向がある。

これらから言えることは、蝦夷はいつも「賊」や「虜」といった見方をされているわけではなかった、という点である。「賊」や「虜」は戦いと共に、意識の上に、また表記としても具現するものであり、通常の「蝦夷」や「俘囚」と決して同義的にとらえてはならないのである。逆に言えば、「蝦夷」や「俘囚」といった表

記には、戦争時に具現する、いわば敵視した「賊」や、生け捕りにした際や敵を罵るとき「虜」、といった意味合いは含まれておらず、律令体制化外と化内の境に存在するところの政治的な身分表記だったと考えられるのである。

(45) 本多公栄「東北の地域から日本史を見直す―アテルイとモレを追って」(同『ちからを伸ばす日本史の授業』第1部の5、日本書籍一九八七・九)。本多氏も引用しているが、「ぼくらは東北を一つの地域として見る。地域の概念に、「中央」に属する「地方」であることを拒否する意味をこめていいる。地域は住民の自治を本則とする生活と文化の空間ではあるが、他の地域にたいして自らを閉ざすものではない」という真壁仁氏の言葉(真壁仁・野添憲治『民衆史としての東北』、NHKブックス、一九七六―一二)の重みを、今改めて認識している。

(46) 佐々木利和「アイヌ史」は成立するだろうか(北海道東北史研究会編『北からの日本史』所収、三省堂、一九八八・五)

(47) 工藤雅樹「古代国家と蝦夷」(『国史談話会雑誌』二三、一九八二―二)、「東北北部における政治的社会的形成」(『森貞次郎博士古稀記念 古文化論集』、一九八二―四)、「蝦夷アイヌ説と非アイヌ説」(『宮城の研究』第二巻、清文堂、一九八三―四)、「日本の古代遺跡15 宮城」(保育社、一九八四―一〇)、「日本列島における諸民族の形成」(『日高見国―菊池啓治郎学兄還暦記念論集』、一九八五―一二)、「海峡をはさむ蝦夷文化―東北・北海道」(『森浩一編』日本の古代―一―列島の地域文化、中央公論社、一九八六―二)、「古

代蝦夷の社会—交易と社会組織」(『歴史評論』四三四、一九八六—  
六)、「民族論における蝦夷とアイヌ」(高橋富雄編『東北古代史の  
研究』、吉川弘文館、一九八六—一〇)、「古代蝦夷とその社会」(北  
海道・東北史研究会編『北からの日本史』所収、三省堂、一九八  
八—五)、「城柵と蝦夷」(考古学ライブラリー51、ニュー・サイエ  
ンス社、一九八九—七)など。

(48) 荒木陽一郎「古代北方社会解明へ向けて」(北海道・東北史研究会  
編『北からの日本史』所収、三省堂、一九八八—五)でも評価点  
を簡単に述べたことがある。筆者は工藤氏が蝦夷を「部族社会」  
と見なす際の比較史的方法や民族誌的類推に対し、比較対象と  
する地域・部族が少なすぎる点を問題と考えている。

(49) 荒木陽一郎「篋(墨)書土器「夷」字の考察」(学習院考古会編『考  
古学の世界』六、一九九〇—四)

(付記)

本稿は、一九八八年一月に学習院大学大学院に提出した修士論文の第  
四章第一節・第二節に加筆・訂正を加えたものである。掲載にあたって  
は、前回に引き続き、弘前大学の長谷川成一先生・小口雅史先生にお世  
話になった。記して感謝申し上げます。

(神奈川県・私立武相高等学校教諭)

八十七号 荒木陽一郎「蝦夷の呼称・表記をめぐる諸問題」正誤表

	誤	正
五〇頁下段 二行目	Kuwei	Kuwei
五〇頁下段 二行目	Kuwu	Kuwu
五〇頁下段 二行目	K'ui	K'ui
五〇頁下段 三行目	K'uyeh	K'uyeh
五〇頁下段 四行目	kuri	kuyi
五八頁下段 四行目	「俘囚」を	「俘囚」を
五八頁下段 六行目	閔連氏族 <sup>(10)</sup>	閔連氏族(註Noをとる)
五九頁下段 六行目	論じられてきた。	論じられてきた。 <sup>(10)</sup>
六一頁下段 一四行目	一九八七—四	一九八七—四
六二頁上段 二行目	用いられている	用いられている(傍線とる)
六二頁上段 二三行目	見られる	見られる(傍線とる)
六二頁上段 二三行目	混用	混用(傍線つける)
六二頁下段 一行目	誤用	誤用(傍線つける)
六四頁上段 二三行目	日本史 <sup>(1)</sup>	日本史 <sup>(1)</sup>
六四頁下段 一行目	『歴史評論』	『歴史評論』